

# 北区赤羽体育館がオープンしました



地下1階、地上4階建ての赤羽体育館がオープンしました。1階にサブアリーナ、3階にメインアリーナがあるほか、トレーニングルーム、弓道場、エクササイズスタジオ、幼児体育室、多目的ルームなどの多様な設備が設けられています。幼児から高齢者まで幅広い世代の生涯スポーツを推進し、競技スポーツにも対応した施設となっています。

4F  
3F



体育館全景



屋内ランニングコース



メインアリーナ

2F



談話コーナー



弓道場



トレーニングルーム

1F



ゲストギャラリー



サブアリーナ



幼児体育室

事務局・問い合わせ先

北区まちづくり部 まちづくり推進課 担当：小池、神谷  
 電話 3908-9154 FAX 3908-2244  
 E-mail: machisuishin-ka@city.kita.lg.jp

防災性能と居住環境の向上を図り安全で住みよいまちづくりを目指して

# 志茂まちづくり協議会ニュース

第47号 平成29年2月

発行：志茂まちづくり協議会 URL：http://shimo.machikyout.net/

## まちづくり協議会に参加してみませんか？



志茂まちづくり協議会第8回（通第34回）総会の様子

志茂まちづくり協議会は、志茂地区にお住まいの方々等、どなたでもご参加いただけます。志茂地区の防災まちづくりについてより詳しく知りたい方、また、ご意見のある方など、少しでも興味を持たれた方は是非ご参加ください。開催は不定期ですが、当ニュースでお知らせしていく予定です。参加にあたり、特にお申し込みなどは必要ありませんので、ご自由にご参加ください。多くの皆さまと一緒に、今後の志茂地区をよりよくするためのまちづくりを考えていきましょう。

- まちづくりに必要な調査・研究のほか、地域のことをより深く知ってもらうための勉強会などを開催しています
- 地域のまちづくりに対する意識を高めるため、協議会ニュースの発行など、広報活動を行なっています
- その他、まちづくりに関する様々な活動に取り組んでいます





# 建替え相談会を開催しました

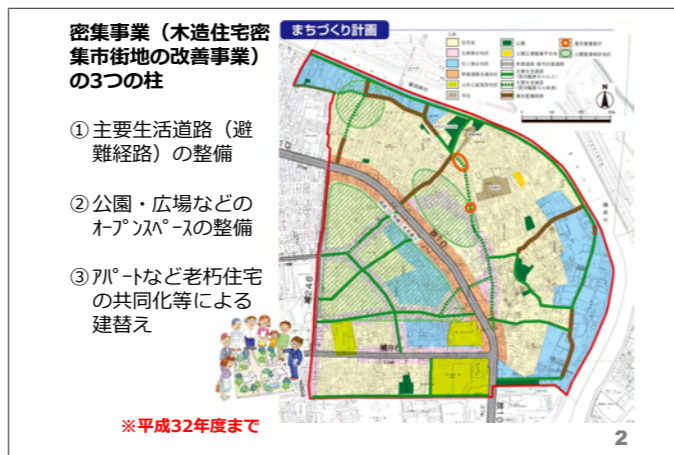
平成28年10月15日（土）、10月29日（土）の2日間にわたり、志茂東ふれあい館 A・Bホールにて『建替え相談会』を開催しました。（助成内容は右ページ参照）

相談会当日は、建替えに関する各種支援制度の内容についての全体説明、各種支援制度の内容を掲載したパネル展示に加え、個別のブースを設けての専門家による個別相談を実施しました。個別相談では、「古い建物を建替えたいけれど、助成金はどのくらいもらえるのかしら…」などの建築に関するご質問のほか、法律に関するご質問などに対してもお答えいただけるよう**建築士・弁護士**をお呼びし、皆さまのお悩み等を幅広く伺いました。

全体説明、個別相談ともに、お忙しい中ご参加いただきありがとうございました。次年度も、今年度同様建替え相談会を実施する予定です。多くの皆様のご参加をお待ちしています。

## 志茂地区 建替え相談会

平成28年10月15日（土）  
平成28年10月29日（土）



密集事業（木造住宅密集市街地の改善事業）の3つの柱

- ①主要生活道路（避難経路）の整備
- ②公園・広場などのオープンスペースの整備
- ③アパートなど老朽住宅の共同化等による建替え

※平成32年度まで



パネル展示



パネルを用いての説明



全体説明の様子



個別相談の様子

# 助成事業の事業期間について

志茂地区（志茂1～5丁目）では、平成27年12月17日に「志茂地区防災街区整備地区計画（以下「地区計画」）」が都市計画決定・告示されたことに伴い、新たな不燃化助成事業・支援制度がスタートしました。これまでの支援制度と併せた本地区における助成事業・支援制度は、以下のとおりとなっています。（平成29年1月現在）

なお、各助成事業・支援制度の事業期間・支援期間は、志茂1～5丁目全域が対象となる3つの助成事業と壁面後退奨励金支援がそれぞれ平成33年3月まで、都市防災不燃化促進事業（地区防災道路志茂地区、補助86号線志茂地区）が平成38年3月までとなっています。いずれも限られた期間内に活用できる助成事業・支援制度ですので、期間内に“お住まいの建替え”をお考えの際には是非ご活用ください。

## ■各助成事業・支援制度の対象区域と概要

志茂1～5丁目全域

### 老朽建築物除却支援

【支援期間】  
平成33年3月まで

- 昭和56年以前に建築され、区が危険と認定した建築物の除却に対し、160万円を限度に支援

### 不燃化建替え促進支援

【支援期間】  
平成33年3月まで

- 建築物の除却及び整地費を160万円を限度に支援
- 建築設計費等を支援
- 【戸建建替え】（限度額）  
耐火建築物：90万円  
準耐火建築物：80万円
- 【共同建替え】（限度額）  
耐火建築物：450万円  
準耐火建築物：200万円

### 老朽住宅除却後の土地、不燃化建替え後の住宅にかかる税金の減免

【支援期間】  
平成33年3月まで

- 最長5年度分の固定資産税及び都市計画税を減免支援

地区防災道路中心から15m

### 地区防災道路志茂地区都市防災不燃化促進事業

【事業期間】  
平成38年3月まで

- 地区計画のルールに適合する耐火建築物または準耐火建築物を建築する場合の、基本助成と個々の条件に応じた加算助成
- 基本助成の金額は、助成対象床面積（建築物の地上1～3階までの壁で囲われた部分の床面積の合計）に応じて算出

地区防災道路に接する敷地

### 壁面後退奨励金支援

【支援期間】  
平成33年3月まで

- 地区計画に定める地区防災道路（現況幅員6m未満）に接する敷地において、幅6mの道路状空間を確保するため、建築物または工作物の除却を行う場合の助成
- 後退面積に応じて100万円を限度に支援

補助86号線沿道両側30m

### 補助86号線志茂地区都市防災不燃化促進事業

【事業期間】  
平成38年3月まで

- 一定の要件を満たす耐火建築物への建替え等に対する、最低でも200万円の基本助成と個々の条件に応じた加算助成
- 基本助成の金額は、助成対象床面積（建築物の地上1～3階までの壁で囲われた部分の床面積の合計）に応じて算出